地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内の地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用する住民に対し、住民がその飲料水を浄化するために浄水器を購入し、及び設置する費用について、予算の範囲内において補助することにより、住民の健康を保持し、もって地下水汚染対策の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）浄水器　飲料水の水質を、水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号。以下、「省令」という。）に規定する表の上欄に掲げる事項（ただし、３号から２１号に限る。以下、「水質基準項目」という。）につき、同表の下欄に掲げる基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成９年３月環境庁告示第１０号。以下、「告示」という。）別表の項目の欄に掲げる項目（ただし、アルキル水銀、ＰＣＢ、塩化ビニルモノマー、1,2－ジクロロエタン、1,1－ジクロロエチレン、1,1,1－トリクロロエタン、1,1,2－トリクロロエタン、1,3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン及びチオベンカルブに限る。以下、「環境基準項目」という。）につき、同表の基準値の欄に掲げる数値及び地下水の性状、状況などを勘案し市長が必要と認める項目（以下、「必要項目」という。）につき、飲用に適すると考えられる基準に適合する水質に浄化する機器で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、市長が指定したものをいう。

ア　飲料水を供給する給水管に接続できること。

イ　逆浸透膜方式を採用し、かつ、前処理フィルターを有していること。

ウ　専用の圧力ポンプを有していること。

エ　浄水能力が１時間当たり５Ｌ以上、かつ貯水タンクの容量が５Ｌ以上であること、又は浄水能力が１時間当たり３０Ｌ以上であること。

オ　耐用年数が通常の使用方法において８年以上であること。

カ　性能の保証期間が１年以上であること。

キ　取り扱いが容易であること。

（２）飲料水　地下水で日常生活の飲料用として使用するものをいう。

（３）補助事業　浄水器の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の一部を補助することをいう。

（４）水道局　千葉県企業局又は千葉市水道局をいう。

（補助対象者）

第３条　補助事業により補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住する住民

で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（１）居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管（以下、「配水管」という。）が布設されておらず、近傍の配水管より敷地に隣接する道路まで配水管を布設した場合の水道局の請求に基づき住民が負担すべき額が５０万円を超えること。

（２）地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（平成２年４月１日施行）第６条及び上水道配水管布設事業補助金交付要綱（昭和６０年４月１日施行）第８条による申請を行っていないこと。

（３）飲料水の水質が省令に規定する水質基準項目の基準、告示に規定する環境基準項目の基準値及び必要項目の飲用に適すると考えられる基準（以下、「項目の基準値等」という。）に適合しない水質であること。

（４）第１７条に規定する浄水器の取扱業者から前条第１号に規定する浄水器を購入し、及び設置すること。

（補助金の額）

第４条　補助事業により補助する金額（以下、「補助金の額」という。）は、第２条第３号の費用の額の１００分の９０に相当する額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、１８万円を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する住民に対する補助金の額は、第２条第３号の費用の額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、２０万円を限度とする。

（１）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１２条の規定による生活扶助を受けている住民

（２）千葉市市税条例（昭和４９年条例第６号）第９条の規定により市民税の全額を免除されている住民（前号に定める住民を除く。）

（補助基数）

第５条　補助事業により補助の対象となる浄水器の基数は、１世帯当たり１基を限度とする。ただし、一の住居において２世帯以上の世帯が居住し、厨房を共用している場合は１世帯とみなす。

（補助金の交付申請）

第６条　補助事業により補助金の交付を申請しようとする者は、浄水器購入費等補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、申請するものとする。

（１）飲料水の水質について水質基準項目、環境基準項目及び必要項目（ただし、項目の基準値等に適合しない項目に限る。）に係る計量証明書（計量法（平成４年法律第５１号）第１２２条第１項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下、「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）又は別に定める検査機関が検査した飲料水に係る水質検査結果書（以下、「計量

証明書等」という。）
（２）浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し
（３）第４条第２項各号に該当する住民である場合は、それを証する書類

（補助金の交付決定）
第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは浄水器購入費等補助金交付決定通知書（様式第２号）により、又は補助金を交付することが不適当と認めたときは浄水器購入費等補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、速やかに同条の規定による申請をした者に対し、通知するものとする。

（補助金の交付条件）
第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項について条件を付すものとする。
（１）交付決定により浄水器を購入し、及び設置することができる期間
（２）その他市長が必要と認める事項
２　前項第１号の期間は、交付決定をした日から６０日間とする。ただし、２月１日から３月３１日までの間に交付決定をした場合における同号の期間の末日は、３月３１日とする。

（補助金の変更の承認申請等）
第９条　第７条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、決定を受けた事項を変更しようとするときは、浄水器購入費等補助金変更承認申請書（様式第４号）により申請し、その承認を受けるものとする。
２　市長は、前項の規定により変更の承認をしたときは浄水器購入費等補助金交付決定変更承認通知書（様式第５号）により、又は変更の承認をしないときは浄水器購入費等補助金交付決定変更不承認通知書（様式第６号）により、速やかに前条の規定による申請をしたものに対し、通知するものとする。
３　第１項の規定による変更の承認申請は、１回に限り行うことができる。
４　前条の規定は、補助金の変更承認を行う場合について準用する。この場合において、同条第１項中「前条」とあるのは「第９条第１項」と、「交付の決定」とあるのは「変更の承認」と、「交付決定」とあるのは「変更承認」と、同条第２項中「交付決定」とあるのは「変更承認」と、「６０日」とあるのは「３０日」と、「２月１日から３月３１日」とあるのは「３月１日から同月３１日」と読み替えるものとする。

（補助金の交付請求等の委任）
第１０条　第７条の規定により補助金の交付の決定を受けた者及び前条第２項の規定により補助金の変更の承認を受けた者（以下、「補助決定者等」という。）は、浄水器を購入する際に、次条第２項の浄水器購入費等報告書の提出並びに補助金の交付請求

及びその受領について、第１７条の規定により指定された取扱業者に委任状（様式第７号）により委任するものとする。

（浄水器の購入等）

第１１条　補助決定者等は、第８条第１号（第９条第４項において準用する場合を含む。）の期間内に浄水器を購入し、及び設置するものとする。

２　委任を受けた取扱業者は、浄水器が設置されたときは、速やかに浄水器購入費等報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告するものとする。

（１）浄水器を購入し、及び設置したことを証する写真

（２）浄水器購入費等補助金交付決定通知書の写し又は浄水器購入費等補助金交付決定変更承認通知書の写し

（３）浄水器の購入及び設置に係る領収証（書）の写し

（４）前条の委任状

（５）飲料水を浄水器で浄化したときの水質に係る計量証明書等（ただし、第６条第１号で検査した項目が項目の基準値等に適合していることを証するものに限る。）

（６）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第１２条　市長は、前条の浄水器購入費等報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浄水器購入費等補助金確定通知書（様式第９号。以下、「確定通知書」という。）により、前条の規定による報告をした補助決定者等に対し、通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第１３条　委任を受けた取扱業者は、浄水器購入費等補助金交付請求書（様式第１０号）に確定通知書の写しを添付して市長に対し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第１４条　市長は、前条の浄水器購入費等補助金交付請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに請求者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の決定等の取消等）

第１５条　市長は、補助決定者等が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は変更の承認を受けたと認められるときは、補助金の交付の決定又は変更の承認を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定又は変更の承認を取り消したときは、その理由を付し、浄水器購入費等補助金交付取消通知書（様式第１１号）により、そ

の旨を補助決定者等に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により補助金の交付の決定又は変更の承認を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の再交付申請）

第１６条　この要綱における補助金の再交付申請をしようとする者は、第７条の規定による交付の決定を受けた日から８年を経過した後でなければ、第６条の規定による補助金の交付申請をすることができない。

（取扱業者の指定等）

第１７条　市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を浄水器の取扱業者として指定するものとする。

（１）補助事業の趣旨をよく理解し、本市に協力できること。

（２）自らの責任において浄水器を設置し、かつ、アフターサービスをすることができること。

（３）設置した浄水器が、飲料水の水質を項目の基準値等に適合する水質に浄化することができるものであることを自ら確認すること。

（４）浄水器購入費等報告書の提出並びに補助金の交付請求及びその受領に係る受託事務を行うことができること。

（５）法人税及び法人市民税の滞納がないこと。

２　浄水器の取扱業者としての指定を受けようとする者は、市長が定める期間内に、浄水器取扱業者指定申請書（様式第１２号）に必要な書類を添付して市長に提出し、申請するものとする。

３　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定することが適当と認めたときは、浄水器取扱業者指定通知書（様式第１３号）により、又は指定することが不適当と認めたときは、浄水器取扱業者不指定通知書(様式第１４号)により、通知するものとする。

（取扱業者の指定の取消）

第１８条　市長は、前条第１項の規定により指定を受けた浄水器の取扱業者が、次の各号の一に該当するときは、浄水器の取扱業者の指定を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により浄水器の取扱業者の指定を受けたとき。

（２）前条第１項に規定する取扱業者の指定の要件に該当しなくなったとき。

（３）その他浄水器の取扱事務に関して不正な行為があったとき。

（補則）

第１条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１２年４月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年１２月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年１０月８日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成１５年４月１１日から施行する。

２　この要綱による改正後の地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱（次項において「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行の日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

３　施行日から平成１５年４月３０日までの間に改正後の要綱第６条の規定による申請がなされた場合（当該申請が施行日の前日になされていたとしたならばこの要綱による改正前の地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第４条第１項第２号の適用を受けることとなる場合に限る。）に係る改正後の要綱第４条第１項の規定については、同項中「費用の額の１００分の９０に相当する額」とあるのは「費用の額」と、「１８万円」とあるのは「２０万円」とする。

附　則

この要綱は、平成１６年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２２年５月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第１６条第２項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行の日」という。）以後に第６条の

規定による申請を行った者について適用し、施行日前の第１４条の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２２年９月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第１６条第３項の規定は、平成２２年５月１日以後に第６条の規定による申請を行った者について適用し、同日前に第１４条の規定により補助金の交付を受けた者については、「８年」を「５年」に読み替える。

附　則

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

２　市は、この要綱の施行後５年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この要綱は、平成２５年１月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年８月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１２月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年７月１７日から施行する。但し、第２条第１号、第３条第３号及び第６条第１号の規定は令和８年４月１日から施行することとし、それ以前の申請については従前の例による。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

（様式第１号）

年　　月　　日

浄 水 器 購 入 費 等 補 助 金 交 付 申 請 書

（あて先）千葉市長

申請者　住　所　千葉市　　区

氏　名　　（＊）

（＊）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

（連絡先電子メールアドレス）

@

浄水器購入費等補助金の交付を受けたいので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第６条の規定により下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額　　円

２　購入・設置価格（税抜）　　円

３　購入・設置する浄水器の　メーカー
　　メーカー及び機種　　機　種

４　購入・設置する取扱業者　名　称
　　の名称及び所在地　　所在地

５　添付書類

⑴飲料水の水質についての計量証明書等

⑵浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し

⑶第４条第２項に規定する者は、それを証明する書類

◎この申請手続きにあたり、市が関係機関に照会し申請者の住民情報を確認させていただきます。

（様式第２号）

千葉市指令　　第　号
年　　月　　日

浄水器購入費等補助金交付決定通知書

住　　所
氏　　名　　様

千葉市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付申請について、下記のとおり交付決定することとしたので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定額

円

２　購入・設置できる浄水器のメーカー及び機種

メーカー

機　種

３　購入・設置できる取扱業者の名称及び所在地

名　称

所在地

４　交付条件

(1)　この交付決定により浄水器を購入し、及び設置することができる期間は交付決定日より６０日以内とします。ただし、２月１日から３月３１日までにこの交付決定を受けた場合は、浄水器を購入し、及び設置することができる期間の末日は、３月３１日とします。

(2)　この交付決定の内容を変更する場合は、浄水器購入費等補助金変更承認申請書（様式第４号）を提出して、承認を受けてください。

（様式第３号）

千葉市指令　　第　　号
年　　月　　日

浄水器購入費等補助金不交付決定通知書

住　　所
氏　　名　　様

千葉市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付申請について、下記の理由により不交付決定としたので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

不交付決定の理由

（様式第４号）

年　　月　　日

浄水器購入費等補助金変更承認申請書

（あて先）千葉市長

申請者　住　所　千葉市　　区

氏　名　　（＊）

（＊）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

　　年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号で補助金の交付決定を受けた浄水器購入費等補助金について、決定内容を下記のとおり変更したいので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第９条第１項の規定により申請します。

記

１　変更内容

（１）補助金額の変更

変更前　　円

変更後　　円

（２）取扱業者の変更

変更前

変更後

（３）浄水器の機種の変更

変更前

変更後

２　変更理由

３　変更に係る添付書類（変更事項のみ提出のこと）

(1) 浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し

（様式第５号）

千葉市指令　　第　　号
年　　月　　日

浄水器購入費等補助金交付決定変更承認通知書

住　　所
氏　　名　　様

千葉市長　　印

　　年　　月　　日付けで変更の承認申請のあった補助金の変更承認について、下記のとおり承認したので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定額
　（変更後）　　円

２　購入・設置できる浄水器
　のメーカー及び機種　　メーカー
　　機　種

３　購入・設置できる取扱業者
　の名称及び所在地　　名　称
　　所在地

４　交付条件
　この変更承認により浄水器を購入し、及び設置することができる期間は、　　年　　月　　日までです。

（様式第６号）

千葉市指令　　第　　号
年　　月　　日

浄水器購入費等補助金交付決定変更不承認通知書

住　　所
氏　　名　　様

千葉市長　　印

年　　月　　日付けで変更の承認申請のあった補助金の変更承認について、下記の理由により不承認決定したので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

変更不承認の理由

（様式第７号）

年　　月　　日

委　　任　　状

（あて先）千葉市長

委任者　住　所　千葉市　　区

氏　名　　（＊）

（＊）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第１０条の規定により次の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する一切の権限を委任します。

受任者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

記

１　委任事項

（１）浄水器購入費等報告書の提出に関する件
（２）補助金の交付請求に関する件
（３）補助金の受領に関する件

（様式第８号）

年　　月　　日

浄　水　器　購　入　費　等　報　告　書

（あて先）千葉市長

報告者　住　所　千葉市　　区

氏　名　　（＊）

（＊）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり浄水器を購入し、及び設置しましたので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第１１条第２項の規定により報告します。

記

１　設置年月日　　年　　月　　日

２　購入・設置した浄水器
　のメーカー及び機種　メーカー
　機　種

３　購入・設置した取扱業者
　の名称及び所在地　名　称
　所在地

４　添付書類
（１）浄水器を購入し、及び設置したことを証する写真（ﾎﾟﾗﾛｲﾄﾞ可）
（２）浄水器購入費等補助金交付決定通知書（様式第２号）の写し若しくは浄水器購入費等補助金交付決定変更承認通知書（様式第５号）の写し
（３）浄水器を購入及び設置に係る領収証（書）の写し（ﾚｼｰﾄ不可）
（４）第１０条に規定する委任状（様式第７号）
（５）飲料水を浄水器で浄化したときの水質に係る計量証明書等
（６）その他市長が必要と認めるもの

（様式第９号）

千葉市達環環規第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

浄水器購入費等補助金確定通知書

年　　月　　日付けで報告のあった浄水器購入費等補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第１２条の規定により通知します。

１　補助金確定額

円

なお、この通知書を受けとった旨を取扱業者へ連絡し、速やかに補助金の交付請求の手続きをして下さい。

（様式第１０号）

年　　月　　日

浄水器購入費等補助金交付請求書

（あて先）千葉市長

請求者　住　所　千葉市　　区

氏　名　　（＊）

（＊）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

　　年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号をもって補助金の額の確定のありました浄水器購入費等補助金について、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

１　補助金交付請求額

　　円

２　添付書類

（１）浄水器購入費等補助金確定通知書（様式第９号）の写し

（２）委任状（様式第７号）の写し

（３）その他市長が必要と認めるもの

３　振込先

金融機関名	銀　行・信用金庫　　本店 信用組合・農　協　　支店		
口座番号		口　座	普　通　・当　座
フリガナ			
名　義　人			

（様式第１１号）

千葉市指令　　第　　号
年　　月　　日

浄水器購入費等補助金交付取消通知書

住　　所
氏　　名　　様

千葉市長　　印

年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号で交付決定した浄水器購入費等補助金について、下記の理由により取り消したので、地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第１５条第２項の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定金額

円

２　取り消しの理由

（様式第１２号）

年　　月　　日

浄 水 器 取 扱 業 者 指 定 申 請 書

（あて先）千葉市長

申請者　所　在　地
　　名　　称
　　代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（＊）
　　（＊）法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、
　　本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
　　代理人連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　(連絡先電子メールアドレス)
　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　@

浄水器設置費補助制度に係る取扱業者として指定を受けたく、次のとおり申請します。

記

１　取扱機種
　　メーカー
　　製 品 名
　　品　　番

２　添付書類
⑴委任状（代理人が申請する場合）
⑵財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
⑶商業法人登記簿謄本（写し可）
⑷印鑑証明書
⑸代理店証明書
⑹納税証明書（法人税、法人市民税）
⑺取扱機種仕様書
⑻取扱機種カタログ、取扱説明書及び価格表（消耗品も含む。）
⑼飲料水の水質を項目の基準値等に適合する水質に浄化することができるものであることを示す書類

◎添付書類について

ｉ　千葉市入札参加資格者名簿に登録されている方は、上記添付書類⑵から⑹の書類の提出は不要です。なお、登録されている方は必ず右記□をチェックしてください。　　□　私は登録事業者です。

ii　添付書類⑹のうち法人市民税について、市内に事務所又は事業所を有する法人などのうち当該情報を市役所内関係機関に調査、照会することを承諾いただいた申請者は、法人市民税に関する証明書の添付は不要です。なお、その場合は、必ず下記□をチェックし押印（法人の場合は代表者印）願います。

□　この申請に対する取扱業者指定の要件の確認のため、私の直近年度の法人市民税の納税状況（滞納がないこと）の情報について、市役所内関係機関に調査、照会することを承諾します。

名　　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（様式第１３号）

千葉市指令　　第　　号
年　　月　　日

所 在 地
名　　称
代表者名　　様

千葉市長　　印

浄 水 器 取 扱 業 者 指 定 通 知 書

浄水器設置費補助制度に係る浄水器取扱業者として指定することと決定したので、次のとおり通知します。

記

１　指定機種

メーカー
製 品 名
品　　番

２　指定期間

年　　月　　日　から　　年　　月　　日

（様式第１４号）

千葉市指令　　第　号
年　　月　　日

所在地
名称
代表者名

千葉市長　　印

浄 水 器 取 扱 業 者 不 指 定 通 知 書

年　　月　　日付けで申請のあった浄水器取扱業者指定申請について、下記の理由により不指定としたので通知します。

記

１　不指定の理由